第７章　公共施設等に関する取組

公共施設等が良好な景観形成において先導的な役割を果たすことができるよう景観誘導等の取組や景観重要公共施設を定める場合の方針について示します。

第７章　公共施設等に関する取組

公共建築物や公共の用に供する工作物及び道路、河川、公園などの公共施設（以下「公共施設等」という。）は、景観を構成する重要な要素であり、景観形成上先導的な役割を果たすことが求められます。この章では、公共施設等が良好な景観形成において先導的な役割を果たすことができるよう景観誘導の取組や景観重要公共施設を定める場合の方針について示します。

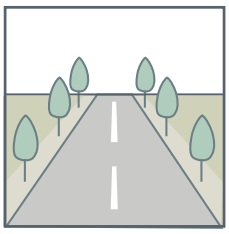
７－１　景観誘導

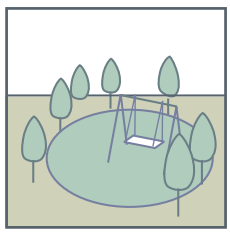
景観法等に基づく届出や通知（国の機関又は地方公共団体が行う行為について届出に代わる手続）の対象となる公共建築物の新築等や工作物の新設等については、景観形成基準とガイドラインにより誘導を行います。道路、河川、公園、橋りょう、公共建築物などのうち、景観法等に基づく届出等の対象とならないものについては、ガイドラインにより誘導を行います。

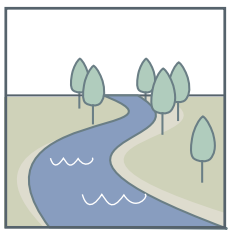
用語解説「公共施設等」とは・・・

公共施設・・・・　道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港、下水道、緑地、運河及び水路並びに防水又は防砂の施設

公共施設等・・・　「公共施設」と「公共の用に供する工作物」と「公共建築物」







７－２　景観重要公共施設

景観重要公共施設を定める場合は、下記の方針に則ることとします。

方針	景観形成に重要な役割を果たす次の要件のいずれかを満たす施設を対象とします。 ① 景観計画重点区域内に位置し、良好な景観の形成を図るうえで特に重要な公共施設 ② 本市の景観の骨格となっているなど、本市の景観の形成に特に先導的な役割を果たすことが見込まれる公共施設